

○経済産業省告示第三十三号

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第四条第一項の規定に基づき、特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針を次のように定め、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔

特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針

金属鉱業等に係る特定施設についての鉱害防止事業は、昭和四十八年に金属鉱業等鉱害対策特別措置法が制定されて以来、その計画的推進が図られてきた。しかしながら、残存する鉱害防止工事に加え、坑水又は廃水の処理施設の老朽化への対応、自然災害への緊急対応等、実施すべき鉱害防止工事が引き続き見込まれるとともに、坑水又は廃水の処理も永続的に行う必要があるため、今後も鉱害防止事業を着実かつ計画的に実施していく必要がある。

このため政府は、現下の行政及び財政の合理化、効率化の要請を踏まえつつ、特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を推進するとともに、鉱害防止工事を早期に終了することを目指し、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針を定めることとした。

実施すべき鉱害防止事業の実施の時期及び事業量その他鉱害防止事業の計画的な実施を図るために必要な事項は、次のとおりとするが、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要に応じ見直しを行うものとする。

一 特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期

（一）令和五年度を初年度として令和十四年度末までに、令和四年度末における使用済特定施設に係る坑道及び捨石又は鉱さいの集積場に係る全ての鉱害防止工事を早期に終了することを目指すよう最善の努力を行うものとする。

なお、鉱害防止工事の工事期間が長期に及ぶものについては可能な限り効率化を図り、早期に終了するものとする。

（二）特定施設のうち、令和五年度以降にその使用を終了したものにあつては、速やかに、鉱害防止工事を実施するものとする。

（三）令和五年度以降も引き続き、使用済特定施設に係る坑水又は廃水の処理を確実に実施するものとする。

二 特定施設に係る鉱害防止事業の事業量

（一）計画期間における使用済特定施設に係る坑道及び捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害防止工事の事業量

- ①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道 一〇鉱山 一五施設
- ②捨石又は鉱さいの集積場 三七鉱山 五三施設
- ③捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面積 一一鉱山 一四・七ヘクタール
- ④捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面積 一〇鉱山 五四・四ヘクタール
- ⑤捨石又は鉱さいの集積場に係る擁壁の措置 三鉱山 二二六メートル
- ⑥捨石又は鉱さいの集積場に係るかん止堤の措置 三鉱山 二九八メートル
- ⑦捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及び場内水の排除施設の改修等の措置 一五鉱山 六、〇七九メートル
- ⑧坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措置 一九鉱山 二一施設

イ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定により鉱害防止事業を実施すべき者が存在しない使用済特定施設に係る事業量

- ①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道 二鉱山 二施設
- ②捨石又は鉱さいの集積場 一三鉱山 一五施設
- ③捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面積 二鉱山 〇・二ヘクタール
- ④捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面積 二鉱山 〇・二ヘクタール
- ⑤捨石又は鉱さいの集積場に係る擁壁の措置 三鉱山 二二六メートル
- ⑥捨石又は鉱さいの集積場に係るかん止堤の措置 二鉱山 一九〇メートル
- ⑦捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及び場内水の排除施設の改修等の措置 五鉱山 七一〇メートル
- ⑧坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措置 四鉱山 四施設

口 その他の使用済特定施設に係る事業量

① 坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道

② 捨石又は鉱さいの集積場

③ 捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面積

④ 捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面積

⑤ 捨石又は鉱さいの集積場に係るかん止堤の措置

⑥ 捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及び場内水の排除施設の改修等の措置

⑦ 坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措置

使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

① 坑水又は廃水の年間排出量

② カドミウム及びその化合物の年間除去量

③ 鉛及びその化合物の年間除去量

④ 砒素及びその化合物の年間除去量

⑤ 銅の年間除去量

⑥ 亜鉛の年間除去量

⑦ 溶解性鉄の年間除去量

⑧ 溶解性マンガンの年間除去量

イ 鉱山保安法の規定により鉱害防止事業を実施すべき者が存在しない使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

① 坑水又は廃水の年間排出量

② カドミウム及びその化合物の年間除去量

③ 鉛及びその化合物の年間除去量

④ 砒素及びその化合物の年間除去量

⑤ 銅の年間除去量

⑥ 亜鉛の年間除去量

⑦ 溶解性鉄の年間除去量

⑧ 溶解性マンガンの年間除去量

ロ その他の使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

① 坑水又は廃水の年間排出量

② カドミウム及びその化合物の年間除去量

③ 鉛及びその化合物の年間除去量

④ 砒素及びその化合物の年間除去量

⑤ 銅の年間除去量

⑥ 亜鉛の年間除去量

⑦ 溶解性鉄の年間除去量

⑧ 溶解性マンガンの年間除去量

特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を図るため必要な事項

イ 坑道に係る鉱害防止工事

坑道による鉱害を防止するため、坑道の坑口の閉塞等の適切な措置を講ずること。

ロ 捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害防止工事

廃水、捨石又は鉱さいの集積場の崩壊、集積物の飛散、流出等による鉱害を防止するため、捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土（コンクリート、アスファルト等）による被覆を含む、植栽、擁壁、かん止堤並びに場外水及び場内水の排除施設の改修等の適切な措置を講ずること。

ハ 坑水又は廃水の処理

イ又はロの鉱害防止工事を実施した後においても、坑水又は廃水による鉱害を防止し得ない場合にあっては、確実な坑水又は廃水の処理を実施すること。

（二）鉱害防止事業を実施するに当たり留意すべき事項

イ カーボンニュートラル、地球環境問題及び持続可能な開発目標（SDGs）への関心の高まりに応じて、鉱害防止事業においても、カーボンニュートラル等への貢献を新たに検討すること。

ロ 鉱害防止事業を次に掲げる類型のいずれかに区分し、当該類型に応じて鉱害防止事業を実施すること。坑水又は廃水の処理の早期終了や更なるコスト削減を図ること。

① 環境調和型鉱害防止事業

特定施設からの坑水若しくは廃水を削減する発生源対策、鉱山周辺の利水点における水質等の環境への影響の監視やその管理を実施しながら坑水若しくは廃水を排出する利水点等管理の適用又は自然浄化作用を利用して坑水若しくは廃水を処理する「自然回帰型坑廃水浄化システム（パッシブトリートメント）」の導入により、鉱害防止事業の終結を目指す事業をいう。

②環境負荷低減型鉱害防止事業

利水点等管理の適用及びパッシブトリートメントの導入により、環境負荷の低減を目指す鉱害防止事業をいう。

③高効率型鉱害防止事業

IT技術やドローン等の最新機器の活用等により、坑水又は廃水の処理の効率化を目指す鉱害防止事業をいう。

ハ 発生源対策を限られた予算で実施するため、休廃止鉱山における坑廃水の発生源対策ガイドンス〔令和三年十二月経済産業省、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構策定〕等を活用しつつ、工事の進捗に合わせ、その妥当性、緊要性、効率性等の観点から優先順位を付けながら工事を実施し、工事の早期の終了を図ること。

ニ 利水点等管理やパッシブトリートメントを社会実装するため、標準的な事例を設定し坑水又は廃水の環境への影響に関するデータの取得を行った上で、当該データを活用し、これまでに実施した発生源対策や坑水又は廃水の処理について評価を行うこと。

ホ 利水点等管理の適用、坑水若しくは廃水の処理の終了又は処理基準の緩和に当たっては、地域住民の理解と協力が不可欠であるため、地域住民に丁寧な説明を行う等、地方公共団体と連携して合意形成を図ること。

ヘ 排水基準等を満たしつつ継続的に坑水又は廃水の処理を実施していることを適切に評価するための手法を検討すること。

ト 鉱山保安法の規定により鉱害防止事業を実施すべき者が存在する使用済特定施設については、坑水又は廃水の処理に係る排水基準等の規制が強化された場合には、同法その他の法令又は条例に基づき適切に対応するとともに、暫定的な排水基準等に基づく弾力的な運用について関係者と検討すること。

チ 坑水又は廃水の処理の高度化を推進するため、IT技術やドローン等の最新機器を活用した自動化運転等を導入し、省力化等を図ること。

リ 中和殿物の減容化等の新たな技術開発に取り組むとともに、国、鉱害防止事業を実施すべき者その他の関係者が連携して、中和殿物の減容化等の処理に係るガイドンスを整備し、活用すること。

ヌ 坑水又は廃水の処理を継続的に行う必要がある場合には、設備の更新等により、当該処理を安定的に行うとともに、更なる効率化を図ること。

ル 捨石又は鉱さいの集積場に係る安定化対策の早期の終了を図るとともに、利水点等管理の適用や、大雨等により処理前の坑水又は廃水の放流を要する場合を想定して環境への影響の評価を事前

に実施する等の対策を検討し、自然災害へのレジリエンスの強化を図ること。

ヲ 坑水又は廃水の処理施設の管理者の不足や高齢化に対応するため、鉱山保安法に基づく作業監督者と同等の能力を有する者を認定する休廃止鉱山坑廃水処理資格認定制度の活用を一層図るとともに、坑水又は廃水の処理施設の管理者を育成するため、教育の充実を図ること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

(特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針の廃止)

2 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（平成二十五年経済産業省告示第六十九号）は、廃止する。